

(2) 所有免許状を基礎に、在職年数と単位で幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の上級免許状を取得する方法

基礎となる免許状を取得後、在職年数と所定の単位を修得し、上級免許状を取得します。

(免許法第6条別表第3)

①幼稚園教諭の上級免許状を取得する方法

ア 幼稚園教諭一種免許状→幼稚園教諭専修免許状(別表第3)

基礎資格 在職年数及び単位数	最低在職年数 ※1	最低修得単位数 ※2
		大学が独自に設定する科目 ※3
幼稚園教諭一種免許状を有する者	3年	15

【最低在職年数】

※1 幼稚園教諭一種免許状を取得した後に、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)の教諭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は講師(幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。)として良好な成績で勤務した年数である。

注: 在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※2 幼稚園教諭一種免許状を取得した後、大学院の課程又は大学(短期大学を除く。)の専攻科の課程において修得するものとする。

※3 『大学が独自に設定する科目』

『領域及び保育内容の指導法に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

イ 幼稚園教諭二種免許状→幼稚園教諭一種免許状（別表第3）

基礎資格 ※ 1			幼稚園教諭二種免許状を有する者																						
			ア								イ														
最低在職年数 ※ 2			5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年	3 年	4 年	5 年	6 年											
最低修得単位数 ※ 3	領域に関する専門的事項 ※ 4		4	4	3	3	2	2	1	1	2	2	1	1											
	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	8	8	7	6	5	4	4	3	5	4	3	3											
		いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること																							
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）																							
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程																							
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解																							
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）																							
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）																								
	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること																								
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	12	11	10	9	8	7	5	4	7	6	5	4											
	計		20	19	17	15	13	11	9	7	12	10	8	7											
大学が独自に設定する科目 ※ 5		6	5	5	4	4	3	3	2	6	5	4	2												
合計		45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10												

【基礎資格】

- ※1 『イ』は、「大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者」であり、『ア』は、イ以外の者である。

【最低在職年数】

- ※2 幼稚園教諭二種免許状を**取得した後に**、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の教諭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師（幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な成績で勤務した年数である。

最低在職年数（アの5年、イの3年）を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった年数を含めて通算することができる。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

- ※3 幼稚園教諭二種免許状を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

- ※4 『領域に関する専門的事項』

健康、人間関係、環境、言語及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

- ※5 『大学が独自に設定する科目』

『領域及び保育内容の指導法に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

ウ 幼稚園助教諭免許状→幼稚園教諭二種免許状（別表第3）

基礎資格				幼稚園助教諭免許状を有する者							
最低在職年数 ※1				6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
最低修得単位数 ※2	領域に関する専門的事項 ※3			5	4	4	3	3	2	2	1
	保育内容の指導法に関する科目又は等	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想								
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること							
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	10	9	8	7	6	5	4	3
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程								
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解								
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）								
			保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）								
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること								
			幼児理解の理論及び方法	20	18	16	14	12	10	8	6
		計									
	合計			45	40	35	30	25	20	15	10

【最低在職年数】

- ※1 幼稚園助教諭免許状を**取得した後**に、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の教諭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、講師又は助教諭（幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な成績で勤務した年数である。

最低在職年数（6年）を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった年数を含めて通算することができる。

注：在職年数の算定については、必ず 108 頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

- ※2 幼稚園助教諭免許状を**取得した後**に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- ※3 『領域に関する専門的事項』の単位の修得方法は、健康、人間関係、環境、言語及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

②小学校教諭の上級免許状を取得する方法

ア 小学校教諭一種免許状→小学校教諭専修免許状（別表第3）

基礎資格	在職年数及び単位数 最低在職年数 ※1	最低修得単位数 ※2
		大学が独自に設定する科目 ※3
小学校教諭一種免許状を有する者	3年	15

【最低在職年数】

※1 小学校教諭一種免許状を**取得した後に**、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の教諭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。

注：在職年数の算定については、必ず 108 頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※2 小学校教諭一種免許状を**取得した後に**、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

※3 『大学が独自に設定する科目』

『教科及び教科の指導法に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

イ 小学校教諭二種免許状→小学校教諭一種免許状（別表第3）

基礎資格 ※1			小学校教諭二種免許状を有する者											
			ア								イ			
最低在職年数 ※2			5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	3年	4年	5年	6年
最低修得単位数 ※3	教科に関する専門的事項 ※4		4	4	3	3	2	2	1	1	2	2	1	1
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想												
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	いずれかの事項から単位数を満たすように修得											
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	5	5	4	4	3	3	2	2	3	3	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程												
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解												
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）												
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）													
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	いずれかの事項から単位数を満たすように修得											
		総合的な学習の時間の指導法												
		特別活動の指導法												
		教育の方法及び技術												
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	16	14	13	11	10	8	7	5	10	8	7	5
		生徒指導の理解及び方法												
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法												
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法												
	計		21	19	17	15	13	11	9	7	13	11	9	7
	大学が独自に設定する科目 ※5		5	5	4	4	3	3	2	2	5	4	3	2
	合計		45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10

【基礎資格】

※1 『イ』は、「大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者」であり、『ア』は、イ以外の者である。

【最低在職年数】

※2 小学校教諭二種免許状を**取得した後に**、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の教諭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。

最低在職年数（アの5年、イの3年）を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった年数を通算することができる。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※3 小学校教諭二種免許状を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

※4 『教科に関する専門的事項』

国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の教科に関する専門的事項のうち、1以上の科目について修得するものとする。

※5 『大学が独自に設定する科目』

『教科及び教科の指導法に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

ウ 小学校助教諭免許状→小学校教諭二種免許状（別表第3）

基礎資格				小学校助教諭免許状を有する者							
最低在職年数 ※ 1				6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
最低修得単位数 ※ 2	教科に関する専門的事項 ※ 3			4	4	3	3	2	2	1	1
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	7	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること						
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）								
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）								
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程								
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解								
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		6	6	5	4	3	3	2
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）										
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	22	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること							
		総合的な学習の時間の指導法									
		特別活動の指導法									
		教育の方法及び技術									
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法									
		生徒指導の理解及び方法		20	17	15	13	11	8	6	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法									
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
計			29	26	23	20	17	14	11	8	
大学が独自に設定する科目 ※ 4			2	2	2	2	1	1	1	1	
合計			45	40	35	30	25	20	15	10	

【最低在職年数】

※1 小学校助教諭免許状を**取得した後に**、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の教諭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、講師又は助教諭として良好な成績で勤務した年数である。

最低在職年数（6年）を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった年数を含めて通算することができる。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※2 小学校助教諭免許状を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

※3 『教科に関する専門的事項』

国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の教科に関する専門的事項のうち、1以上の科目について修得するものとする。

※4 『大学が独自に設定する科目』

『教科及び教科の指導法に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

エ 小学校教諭特別免許状→小学校教諭専修免許状（別表第3）

基礎資格				小学校教諭特別免許状を有する者
最低在職年数 ※1				3年
最低修得単位数 ※2	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること 6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解	
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） ※3	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること 4	
		総合的な学習の時間の指導法		
		特別活動の指導法		
		教育の方法及び技術		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
		生徒指導の理解及び方法		
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
計		26		
大学が独自に設定する科目 ※4		15		
合計		41		

【最低在職年数】

- ※1 小学校教諭特別免許状を**取得した後に**、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の教諭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。

注：在職年数の算定については、必ず 108 頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

- ※2 小学校教諭特別免許状を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

- ※3 『各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）』

国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の教科の指導法に関する科目のうち、当該小学校教諭特別免許状の教科以外の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ2単位以上修得するものとする。

- ※4 『大学が独自に設定する科目』

（1）大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

（2）『教科及び教科の指導法に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

オ 小学校教諭特別免許状→小学校教諭一種免許状（別表第3）

基礎資格				小学校教諭特別免許状を有する者
最低在職年数 ※1				3年
最低修得単位数 ※2	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること 6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解	
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） ※3		国語等の教科の指導法について、それぞれ2以上
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること 4
			総合的な学習の時間の指導法	
			特別活動の指導法	
			教育の方法及び技術	
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
			生徒指導の理解及び方法	
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
		合計		26

【最低在職年数】

- ※1 小学校教諭特別免許状を**取得した後に**、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の教諭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。

注：在職年数の算定については、必ず 108 頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

- ※2 小学校教諭特別免許状を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

- ※3 『各教科の指導法に関する科目（情報通信技術の活用を含む。）』

国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の教科の指導法に関する科目のうち、当該小学校教諭特別免許状の教科以外の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ2単位以上修得するものとする。

③中学校教諭の上級免許状を取得する方法（同一教科に限る）

ア 中学校教諭一種免許状→中学校教諭専修免許状（別表第3）

基礎資格	在職年数及び単位数 最低在職年数 ※1	最低修得単位数 ※2
		大学が独自に設定する科目 ※3
中学校教諭一種免許状を有する者	3年	15

【最低在職年数】

※1 中学校教諭一種免許状を**取得した後に**、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の教諭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。

注：在職年数の算定については、必ず 108 頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※2 中学校教諭一種免許状を**取得した後に**、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

※3 『大学が独自に設定する科目』

『教科及び教科の指導法に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

イ 中学校教諭二種免許状→中学校教諭一種免許状（同一教科に限る）（別表第3）

基礎資格 ※ 1			中学校教諭二種免許状を有する者												
			ア								イ				
最低在職年数 ※ 2			5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	3年	4年	5年	6年	
最低修得単位数 ※ 3	教科に関する専門的事項 ※ 4		10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3	
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想													
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	いずれかの事項から単位数を満たすように修得												
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	6	6	5	5	4	3	2	2	4	3	3	2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程													
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解													
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）													
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）														
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	いずれかの事項から単位数を満たすように修得												
		総合的な学習の時間の指導法													
		特別活動の指導法													
		教育の方法及び技術	10	9	9	7	6	5	4	3	6	6	4	3	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法													
		生徒指導の理解及び方法													
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法													
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法															
計		16	15	14	12	10	8	6	5	10	9	7	5		
大学が独自に設定する科目 ※ 5		4	4	4	3	3	2	2	2	4	3	2	2		
合計		45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10		

【基礎資格】

- ※1 『イ』は、「大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者又は大学に2年以上在学及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者」であり、『ア』は、イ以外の者である。

【最低在職年数】

- ※2 中学校教諭二種免許状を**取得した後に**、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の教諭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。

最低在職年数（アの5年、イの3年）を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった年数を通算することができる。また、これに加え、専科担任制度により小学校（義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部を含む。）において主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の職にあった期間を含め通算することができる。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

- ※3 中学校教諭二種免許状を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- ※4 『教科に関する専門的事項』は49、50ページに示すところにより修得しなければならない。
- ※5 『大学が独自に設定する科目』

『教科及び教科の指導法に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

中学校の教科に関する専門的事項に関する科目及び最低修得単位数（２－１）

教科	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数										
		3	4	5	6	7	8以上					
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	2 科 目 以 上		3 科 目 以 上		4 科 目 以 上						
	国文学（国文学史を含む。）											
	漢文学											
	書道（書写を中心とする。）											
社会	日本史・外国史											
	地理学（地誌を含む。）											
	「法律学、政治学」											
	「社会学、経済学」											
	「哲学、倫理学、宗教学」											
数学	代数学											
	幾何学											
	解析学											
	「確率論、統計学」											
	コンピュータ											
理科	物理学											
	化学											
	生物学											
	地学											
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験											
音楽	ソルフェージュ											
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）											
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）											
	指揮法											
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）											
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）											
	彫刻											
	デザイン（映像メディア表現を含む。）											
	工芸											
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）											
保健体育	体育実技											
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）											
	生理学（運動生理学を含む。）											
	衛生学・公衆衛生学											
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）											
保健	生理学・栄養学							3 科目以上				
	衛生学・公衆衛生学											
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）											
技術	材料加工（実習を含む。）							4 科目以上				
	機械・電気（実習を含む。）											
	生物育成											
	情報とコンピュータ											

中学校の教科に関する専門的事項に関する科目及び最低修得単位数（２－２）

教科	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数					
		3	4	5	6	7	8以上
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	2 科 目 以 上		3 科 目 以 上		4 科 目 以 上	5 科 目 以 上
	被服学（被服実習を含む。）						
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）						
	住居学						
	保育学						
職業	産業概説					4 科 目 以 上	4 科 目 以 上
	職業指導						
	「農業、工業、商業、水産」						
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、 商船実習」						
職業指導	職業指導					3 科 目 以 上	
	職業指導の技術						
	職業指導の運営管理						
英語	英語学					4 科 目 以 上	
	英語文学						
	英語コミュニケーション						
	異文化理解						
宗教	宗教学	3 科 目 以 上					
	宗教史						
	「教理学、哲学」						
備考							
1 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。							
2 「 」に表示された教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、「 」の中から選択して修得することができる。							

ウ 中学校助教諭免許状→中学校教諭二種免許状（同一教科に限る）（別表第3）

基礎資格			中学校助教諭免許状を有する者							
最低在職年数 ※1			6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
教科に関する専門的事項 ※3			10	9	8	7	6	5	4	3
最低修得単位数 ※2	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること							
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）								
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	9	8	7	6	6	5	4	3
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程								
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解								
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）								
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）								
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること							
		総合的な学習の時間の指導法								
		特別活動の指導法	12	11	10	9	7	6	5	3
		教育の方法及び技術								
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法								
		生徒指導の理解及び方法								
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法								
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
		計	21	19	17	15	13	11	9	6
	大学が独自に設定する科目 ※4		4	4	3	3	2	2	1	1
	合計		45	40	35	30	25	20	15	10

【最低在職年数】

※1 中学校助教諭免許状を**取得した後に**、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の教諭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、講師又は助教諭として良好な成績で勤務した年数である。

最低在職年数を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった年数を含め通算することができる。

注：在職年数の算定については、必ず 108 頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※2 中学校助教諭免許状を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

※3 『教科に関する専門的事項』は、49、50ページに示すところにより修得しなければならない。

※4 『大学が独自に設定する科目』

『教科及び教科の指導法に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

エ 中学校教諭特別免許状→中学校教諭専修免許状（同一教科に限る）（別表第3）

基礎資格				中学校助教諭免許状を有する者
最低在職年数 ※ 1				3 年
最低修得単位数 ※ 2	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解	
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること
			総合的な学習の時間の指導法	
			特別活動の指導法	
			教育の方法及び技術	
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
			生徒指導の理解及び方法	
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
計			10	
大学が独自に設定する科目 ※ 3			15	
合計			25	

【最低在職年数】

※1 中学校教諭特別免許状を**取得した後に**、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の教諭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※2 中学校教諭特別免許状を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。ただし、『大学が独自に設定する科目』は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

※3 『大学が独自に設定する科目』

『教科及び教科の指導法に関する科目』『教育の基礎的理解に関する科目』『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

④高等学校教諭の上級免許状を取得する方法（同一教科に限る）

ア 高等学校教諭一種免許状→高等学校教諭専修免許状（別表第3）

在職年数及び単位数 基礎資格	最低在職年数 ※1	最低修得単位数 ※2
		大学が独自に設定する科目 ※3
高等学校教諭一種免許状を有する者	3年	15

【最低在職年数】

※1 高等学校教諭一種免許状を**取得した後に**、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の教諭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。

注：在職年数の算定については、必ず 108 頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※2 高等学校教諭一種免許状を**取得した後に**、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

※3 『大学が独自に設定する科目』

『教科及び教科の指導法に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

イ 高等学校助教諭免許状→高等学校教諭一種免許状（同一教科に限る）（別表第3）

基礎資格 ※ 1			高等学校助教諭免許状を有する者																			
			ア								イ								ウ			
最低在職年数 ※ 2			5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	3年	4年	5年	6年
最低修得単位数 ※ 3	教科に関する専門的事項 ※ 4		10	9	8	7	6	5	4	3	10	9	8	7	6	5	4	3	5	4	3	3
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	5	5	4	4	3	3	2	2	7	6	6	5	5	4	3	2	5	4	3	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）																				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）																				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程																				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解																				
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）																				
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		7	6	6	5	4	3	3	2	9	9	8	8	6	6	5	2	6	6	4	2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※ 5	総合的な探求の時間の指導法																				
		特別活動の指導法																				
		教育の方法及び技術																				
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法																				
		生徒指導の理解及び方法																				
			12	11	10	9	7	6	5	4	16	15	14	13	11	10	8	4	11	10	7	4
計																						
大学が独自に設定する科目 ※ 6			8	8	7	6	5	4	3	3	8	8	7	6	5	4	3	3	8	6	5	3
合計			45	40	35	30	25	20	15	10	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10

【基礎資格】

- ※1 『イ』は、「大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者」であり、『ウ』は、「大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者」であり、『ア』は、イ又はウ以外の者である。

【最低在職年数】

- ※2 高等学校助教諭免許状を**取得した後に**、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の教諭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、講師又は助教諭として良好な成績で勤務した年数である。

最低在職年数を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった年数を含めて通算することができる。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

- ※3 高等学校助教諭免許状を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

- ※4 『教科に関する専門的事項』

57、58ページに示すところにより修得しなければならない。

- ※5 『各教科の指導法に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』又は『教育実践に関する科目』の単位について、イ又はウの場合で、大学又は高等専門学校において教職に関する科目を修得している場合は、4単位（イの11年…3単位、ウの5年…2単位、イの12年及びウの6年は差し引かない。）を上限として、『各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等』の合計単位数から差し引くことができる。

- ※6 『大学が独自に設定する科目』

『教科及び教科の指導法に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目及び最低修得単位数（２－１）

教科	教科に関する専門的事項	最低修得単位数					
		3	4	5	6	7	8以上
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	2 科 目 以 上	3 科 目 以 上	4 科 目 以 上	5 科 目 以 上	3 科目以上	
	国文学（国文学史を含む。）						
	漢文学						
地理 歴史	日本史					4 科 目 以 上	
	外国史						
	人文地理学・自然地理学						
	地誌						
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」					3 科目以上	
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」						
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」						
数学	代数学					4 科 目 以 上	5 科 目 以 上
	幾何学						
	解析学						
	「確率論、統計学」						
	コンピュータ						
理科	物理学						
	化学						
	生物学						
	地学						
	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」						
音楽	ソルフェージュ						
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）						
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）						
	指揮法						
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）						
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）					4 科 目 以 上	5 科 目 以 上
	彫刻						
	デザイン（映像メディア表現を含む。）						
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）						
工芸	図法・製図						
	デザイン						
	工芸制作（プロダクト制作を含む。）						
	工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）						
書道	書道（書写を含む。）						
	書道史						
	「書論、鑑賞」						
	「国文学、漢文学」						
保健 体育	体育実技						5 科 目 以 上
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）						
	生理学（運動生理学を含む。）						
	衛生学・公衆衛生学						
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）						

高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目及び最低修得単位数（２－２）

教科	教科に関する専門的事項	最低修得単位数					
		3	4	5	6	7	8以上
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	2 科 目 以 上	3 科 目 以 上	3 科 目 以 上	3 科 目 以 上		
	衛生学・公衆衛生学						
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）						
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」						
	看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）						
	看護実習						
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）						
	被服学（被服実習を含む。）						
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）						
	住居学						
	保育学						
情報	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理						
	コンピュータ・情報処理						
	情報システム						
	情報通信ネットワーク						
	マルチメディア表現・マルチメディア技術						
農業	農業の関係科目			2 科 目 以 上	2 科 目 以 上		
	職業指導						
工業	工業の関係科目						
	職業指導						
商業	商業の関係科目						
	職業指導						
水産	水産の関係科目						
	職業指導						
商船	商船の関係科目						
	職業指導						
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。）			3 科 目 以 上	4 科 目 以 上	6 科 目 以 上	
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉						
	社会福祉援助技術						
	介護理論・介護技術						
	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）						
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解						
	加齢に関する理解・障害に関する理解						
職業指導	職業指導				3 科 目 以 上	3 科 目 以 上	
	職業指導の技術						
	職業指導の運営管理						
英語	英語学				4 科 目 以 上		
	英語文学						
	英語コミュニケーション						
	異文化理解						
宗教	宗教学				3 科 目 以 上	3 科 目 以 上	
	宗教史						
	「教理学、哲学」						
備考							
1 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。							
2 「」に表示された教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、「」の中から選択して修得することができる。							

ウ 高等学校教諭特別免許状→高等学校教諭専修免許状（同一教科に限る）（別表第3）

基礎資格				高等学校教諭特別免許状を有する者
最低在職年数 ※1				3年
最低修得単位数 ※2	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解	
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探求の時間の指導法	いずれかの事項から単位数を満たすように修得すること
			特別活動の指導法	
			教育の方法及び技術	
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
			生徒指導の理解及び方法	
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
		計		10
大学が独自に設定する科目 ※3		15		
合計		25		

【最低在職年数】

※1 高等学校教諭特別免許状を**取得した後に**、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の教諭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※2 高等学校教諭特別免許状を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。ただし、『大学が独自に設定する科目』は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

※3 『大学が独自に設定する科目』

『教科及び教科の指導法に関する科目』『教育の基礎的理解に関する科目』『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。